

事例 10

「日本の食品 輸出E X P O」及び「アグリフード E X P O 東京」に参加し、輸出を目指す生産者等

【専門家を派遣した経緯】

“日本の食品” 輸出E X P O及びアグリフードE X P O東京は、毎年開催され、農産物や食品等の輸出に関心のある生産者や輸出事業者、物流事業者、国、関係団体などが展示或いは来訪し、商談や各種相談等が活発に行われている。

課題解決支援事業事務局は、農林水産省から委託を受け農産物の輸出に係る支援事業を実施していることから、農産物の輸出に関心のある方が多く来訪する本イベントに参加し、農産物輸出において課題となる植物検疫や残留農薬規制などについて、専門家を派遣し、相談対応することとした。

【専門家の活動の概要】

“日本の食品” 輸出E X P Oは、2022 年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインで実施されたが、2023 年は会場での開催となった。課

課題解決支援事業事務局では、本イベントには農産物の輸出に関心のある方が多数来訪することから、この機会に農産物輸出に係る植物検疫等について知ってもらうことは非常に有意義と判断し、関係団体の設置したブースを活用して、専門家が説明や広報或いは相談対応などを行うこととした。

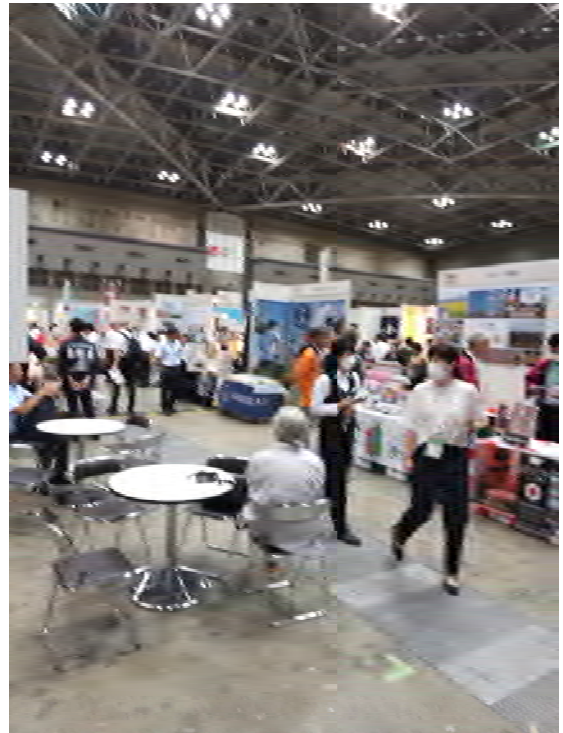


(輸出E X P Oの会場の様子)

本輸出E X P Oは 6 月 21 日～23 日に東京ビッグサイトで開催され、相談者等には課題解決支援事業のリーフレット（課題解決支援事業事務局作成）及び諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）（植物防疫所ホームペ

ージからダウンロード)を配布し、①農林水産省から委託を受けて農産物の輸出に係る課題解決支援事業を実施しており、無償での相談対応や専門家の派遣等ができること、②各国が要求する植物検疫条件は、国や地域、品目によって異なることなど、丁寧に説明した。また、具体的に輸出先国や輸出品目が決まっている来訪者には、より具体的な検疫条件や必要な手続き、残留農薬に係る留意事項などについて相談対応した。期間中に課題解決支援事業のリーフレットを約 450 枚、検疫条件一覧(早見表)を 250 枚配布するとともに約 120 件の相談等を受け、このうち 76 件についてより具体的な相談対応を行った。

なお、主催者によると本イベントの来場者は 23,070 名とのことであった。

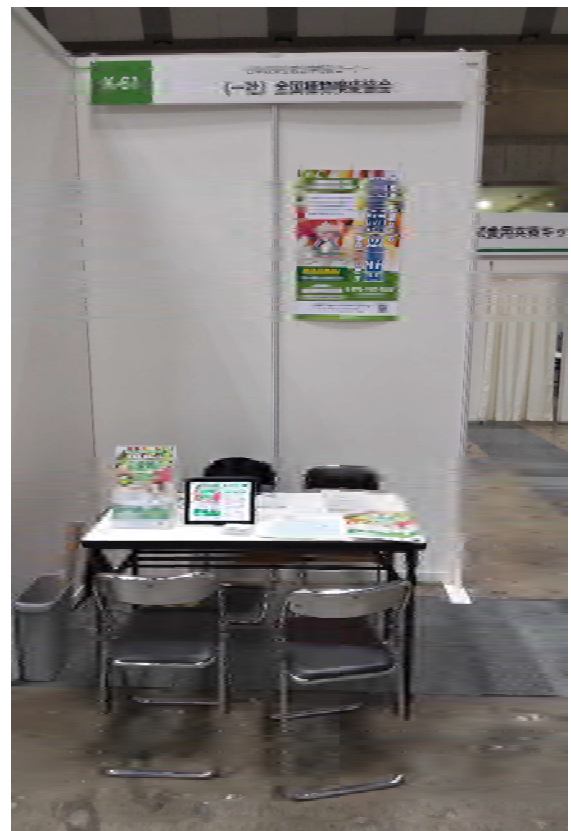


(アグリフードEXPO東京の会場の様子)

一方、アグリフードEXPO東京は、国産農林水産物・食品の商談会として開催され、当協会としては初めての参加ではあったが、個別のブースを設置させていただき、農産物の輸出に関心のある方の相談対応など、輸出EXPOと同様の対応を行った。

本アグリフードEXPO東京は、8月23日～24日に東京ビッグサイトで開催され、期間中に課題解決支援事業のリーフレットを約 300 枚、検疫条件一覧(早見表)を 120 枚配布するとともに約 100 件の相談等を受け、このうち 75 件についてより具体的な相談対応を行った。

なお、主催者によると本イベントの出展者数 465 先、来場者数は 8,889 人とのことであった。



(アグリフードEXPO東京で設置したブース)

【来訪者から寄せられた課題等】

来訪者等から相談等のあった主な課題等は次のとおり。

- ① アメリカに食品輸出を行っており繋がりがあることからリンゴやナシ、ミカンなどを輸出したいと思う。園地登録などが条件と聞けるが、詳しく知りたい。
- ② 若者を中心に生産団体を結成し、イチゴなどの農作物を栽培している。台湾ではイチゴが人気と聞けるので輸出したいが、一方で残留農薬が厳しいとも聞いている。どのような状況なのか、何に注意すればよいのかなど情報が欲しい。
- ③ 海外に和食文化を広めたく、食品輸出などを行っている。タイ向けミカンの規制が緩和されたと聞いたが、自由に輸出できるようになったのか。また、タイにリンゴの輸出も検討しているが、どのような手続きが必要なのか教えて欲しい。
- ④ スーパーなどでは売っていないような美味しい、セレクトされたコメの販売を行っている。その美味しいコメを海外の人にも食べて貰いたいと思っている。現在、具体的には何も決めていないが、植物検疫条件などの情報を教えて欲しい。
- ⑤ お茶の輸出を計画している。植物検疫条件や残留農薬などについて教えて欲しい。
- ⑥ 輸出先は特に決めてはいないが、将来、果物や野菜、農産物の輸出に取り組みたい。どのように取組みをすれば良いのか。

【専門家の支援等の内容】

来訪者等から相談のあった課題等について、検疫条件一覧（早見表）などの資料を配付するとともに、植物検疫条件や残留農薬に係る留意事項などについて説明した。主な支援内容は次のとおり。

- ① 植物検疫条件は、輸出先国や輸出品目（植物の種類）によって異なる。主な植物検疫要求は、輸入を禁止している植物、二国間協議に基づく検疫措置（生産園地や選果こん包施設の登録、消毒等の措置など）を求めている植物、輸出先国の輸入許可（Import Permit）制度に基づき輸入が認められる植物、輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付を求めている植物、輸出国での栽培地検査により特定の病虫害の付着がないことを求める植



（相談対応等を行う専門家）

物、特別な検定や消毒措置等を求める植物、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる植物など、様々である。

- ② 生果実や野菜等の食品の輸出に当たっては、国によって作物に対する残留農薬基準値(MRLs)の設定が異なることから留意が必要である。
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い一部の国・地域において輸入規制があることから留意が必要である。



(相談対応等を行う専門家)

- ④ タイ向け青果物では、タイ保健省の要求に基づき、選果・こん包施設の認定を受ける必要とその証明書の添付が求められている。
- ⑤ その他、植物の輸出では、ワシントン条約、UPOV 条約、カルタヘナ議定書、ハラール規制など輸出先国、植物の種類などによって規制等がある。

【産地等の取り組み】

イベント終了後、シイタケ生産者がアメリカ、メキシコ、オーストラリア、EU、シンガポール及びマレーシアに生シイタケを輸出したいとして、より具体的な検疫条件などを教えて欲しいと連絡があり、専門家が検疫条件や検疫の流れ、必要な手続きなどを説明した。当該生産者は、肉厚なシイタケを生産して差別化を図り、2024年5月から輸出する予定で作業を進めている。

また、アメリカ向けにカキ生果実、メロン生果実、ワサビ等の野菜を輸出したいとする事業者から、より具其他的な検疫条件について相談があり、専門家が説明したところ、2023年9月にサンプル輸出を実現できた。

【評価・所感】

農産物の輸出に関しては、生産者や輸出事業者等の関心が非常に高い。その一方で植物検疫条件や手続等に関する周知等は決して十分とは言えない現状にあると思料する。植物検疫等に詳しい専門家が、このようなイベントに参加することにより、これまでどこに相談すれば良いのか分からなかったといった生産者や輸出事業者等に対してより良い広報やアドバイスができたと考える。専門家が機会ある毎に農産物の輸出関係者に対し、植物検疫や残留農薬、病虫害の防除等の相談に応じて課題を解決することにより、農産物の輸出増につながれると確信する。

今後もこのようなイベントに参加し、輸出に取り組んでいる関係者に適切な支援を実施していくこととする。

農産物輸出課題解決支援事業事例集

2024 年 3 月発行

発行所 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3
伊田ビル

TEL 03-5294-1520

FAX 03-5294-1525

